

(運用基準 様式3)

令和3年9月29日

国際局国際協力課

「令和3年度新興国におけるスマートな都市づくり事業への
市内企業等の参画支援策検討業務委託」契約結果

「令和3年度新興国におけるスマートな都市づくり事業への市内企業等の参画支援策検討業務委託」について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和3年度新興国におけるスマートな都市づくり事業への市内企業等の参画支援策検討業務委託
- 2 委託内容 (1)海外複合開発に係る助言・支援
(2)インテグレーター組織のアドバイザーサービスを適用する案件の特定
(3)特定した案件の事業立案
(4)民間企業の参画促進
(5)海外開発事業者に提案する企業ソリューションの整理
(6)海外開発事業者への戦略的な提案
(7)本市が関わる市内企業グループ等の勉強会や国際会議への出席・発表
- 3 契約の相手方 令和3年度新興国におけるスマートな都市づくり事業への市内企業等の参画支援策検討業務委託日本工営・PwCアドバイザー共同企業体
- 4 契約金額 ¥29,997,000.-
- 5 契約日 令和3年9月24日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
令和3年度新興国におけるスマートな都市づくり事業への市内企業等の参画支援策検討業務委託日本工営・PwCアドバイザー共同企業体	421	1
(株)野村総合研究所	367	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

- ・評価基準
別紙「提案書評価基準」参照
- ・委員会開催日時及び開催場所
令和3年8月3日(火)8時50分から10時40分
横浜市庁舎18階みなと14会議室
- ・評価委員の出席状況
委員5名中4名出席

8 問い合わせ先

横浜市国際局国際協力課 妹尾、佐々井 電話(045)221-1211

1 基本的評価事項			配点	評価の視点・評価点
(1) 提案者に関する項目 (40点)				
①業務実施体制	ア	・専門性と経験を有した十分な人員構成と人数が配置されているか。	15	A (15点) : 優れており、高度な専門性と豊富な経験を有する人員を中心とした万全の体制が組まれている。 C (9点) : 標準的であり、専門性と経験を有する人員を中心としたある程度の体制が組まれている。 E (0点) : 不十分であり、実施体制が整っていない。または記載がない。
	イ	・配置される予定の専門家は、専門性と経験を十分有しているか。	15	A (15点) : 優れており、高度な専門性と豊富な経験を有する専門家を配置している。 C (9点) : 標準的であり、専門性と経験を有する専門家を配置している。 E (0点) : 不十分であり、専門家の配置が整っていない。または記載がない。
	ウ	・海外拠点又は海外におけるネットワークの活用等、海外における業務を効率的に行う体制があるか。	5	A (5点) : 優れており、海外における業務を効率的に行う万全の体制が組まれている。 C (3点) : 標準的であり、海外における業務を効率的に行うある程度の体制が組まれている。 E (0点) : 不十分であり、実施体制が整っていない。または記載がない。
②類似業務実績	ア	・過去5年間に本業務遂行に資する類似業務の実績があるか。	5	A (5点) : 本業務に有益性の高い類似業務の豊富な実績があり、高度な専門性が期待できる。 C (3点) : ある程度の実績があり、専門性を有していると想定される。 E (0点) : 不十分であり、専門性に不足がある。または記載がない。
(2) 提案内容に関する項目 (85点)				
①業務の実施方針・実施手法	ア	・複合開発に係る助言・支援について、業務目的を適切に理解し、的確な実施方針を示しているか。	15	A (15点) : 特に優れており、本業務の目的を極めて適切に理解し、期待される助言・支援について極めて的確に記載している。 B (12点) : 優れており、本業務の目的を標準レベル以上に理解し、期待される助言・支援について標準レベル以上に記載している。 C (9点) : 標準的であり、本業務の目的をある程度理解し、期待される助言・支援についてある程度記載している。 D (6点) : やや不十分であり、本業務の目的の理解に不足があり、期待される助言・支援についての記載も標準レベル以下である。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
	イ	・案件の特定について、様々な情報源を分析し、幅広い候補から信頼度の高いリストの作成が期待できる実施方針・手法を示しているか。	10	A (10点) : 特に優れており、極めて幅広く信頼できる案件候補リスト作成を期待できる実施方針・手法を示している。 B (8点) : 優れており、幅広く信頼できる案件候補リスト作成を期待できる実施方針・手法を示している。 C (6点) : 標準的であり、ある程度幅広く信頼できる案件候補リスト作成を期待できる実施方針・手法を示している。 D (4点) : やや不十分であり、案件候補リスト作成に不足を感じさせる実施方針・手法である。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
	ウ	・特定した案件の事業立案について、実現性が高く事業性のある実施方針・手法を示しているか。	25	A (25点) : 特に優れており、実現性が高いモデルの立案を十分に期待できる実施方針・手法を示している。 B (20点) : 優れており、実現性が高いモデルの立案を標準以上に期待できる実施方針・手法を示している。 C (15点) : 標準的であり、実現性が高いモデルの立案をある程度期待できる実施方針・手法を示している。 D (10点) : やや不十分であり、実現性及び成果ともに不足を感じさせる実施方針・手法である。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
	エ	・企業の参画促進について、参画を促す具体的な方策が取られているか。	10	A (10点) : 特に優れており、十分に具体的で効果的な方策を示している。 B (8点) : 優れており、標準以上に具体的で効果的な方策を示している。 C (6点) : 標準的であり、ある程度具体的で効果的な方策を示している。 D (4点) : やや不十分であり、本業務の目的達成に不足を感じさせる方策である。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
	オ	・海外開発事業者に提示する企業ソリューションの整理について、実現性が高いソリューション提案が期待できる実施方針・手法を示しているか。	10	A (10点) : 特に優れており、十分に実現性が高いソリューション提案を期待できる実施方針・手法を示している。 B (8点) : 優れており、標準以上に実現性が高いソリューション提案を期待できる実施方針・手法を示している。 C (6点) : 標準的であり、ある程度実現性が高いソリューション提案を期待できる実施方針・手法を示している。 D (4点) : やや不十分であり、効果的な提案がほとんど示されていない。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
	カ	・海外開発事業者に戦略的に事業提案するために、具体的な方策が取られているか。	10	A (10点) : 特に優れており、十分に具体的で効果的な方策を示している。 B (8点) : 優れており、標準以上に具体的で効果的な方策を示している。 C (6点) : 標準的であり、ある程度具体的で効果的な方策を示している。 D (4点) : やや不十分であり、本業務の目的達成に不足を感じさせる方策である。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
②業務スケジュール	ア	・スケジュールと作業工程は事業実施に不足なく、無理のないものか。	5	A (5点) : 特に優れており、節目のイベントや報告書の完成まで充分な見通しが立っている。 B (4点) : 優れており、節目のイベントや報告書の完成まで標準以上の見通しが立っている。 C (3点) : 標準的であり、節目のイベントや報告書の完成まである程度見通しが立っている。 D (2点) : やや不十分であり、節目のイベントや報告書の完成まで不足な点がある。 E (0点) : 不十分である。または記載がない。
(3) 企業としての取組に関する項目 (6点)				
①ワーク・ライフ・バランスに関する取組	ア	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1	策定し、労働局に届出していれば1点加算 (従業員101人未満の場合のみ加算)
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1	策定して、労働局に届出していれば1点加算 (従業員301人未満の場合のみ加算)
		次世代育成支援対策推進法による認定の取得 (くるみんマーク)	1	左記のいずれか1つ以上を取得している、または認定されていれば1点加算
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得		
		よこはまグッドバランス賞の認定の取得		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1	認定されていれば1点加算		
②障害者雇用に関する取組	イ	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1	達成している (従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用 (従業員43.5人未満) していれば、1点加算
③健康経営に関する取組	ウ	健康経営銘柄、健康経営優良法人 (大規模法人・中小規模法人) の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1	認定若しくは認証を受けていれば1点加算
総合評点 (満点)			131	

2 評価方法

- 「提案者に関する項目」は、A、C、Eの3段階評価を行う (配点は上記のとおり)。
- 「提案内容に関する項目」は、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う (配点は上記のとおり)。
- ワーク・ライフ・バランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組については、各項目を1つ満たすごとに1点を加算する。
- E評価が一つでもあった場合、原則受託候補者としての特定は行わないものとする。

3 第一順位の決定方法

- 出席委員の総合評点 (満点) の合算した値の5割を最低基準点とし、評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- 点数が同点の場合は、「(1) ① 業務実施体制」のア、イ、ウの合計点数が最も高い提案を第一順位とする。これも同点の場合は、(1) ①のイ、ア、ウの項目の順に点数が高い提案を第一順位とする。
- 上記の方法によりなお、第一順位が決定しない場合は出席評価委員の多数決により第一順位を決定する。それでも決しない場合は評価委員長が第一順位を決定する。